

平成16年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

平成17年2月23日変更届出

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育実践に貢献できる教育者を育成するためのコア・カリキュラムを開発し、平成17年度から実施し、教員として必要な基礎的・基本的資質を養う。
 - ② 教育実践を重視する立場から、教養科目・教育科学・教科専門・教科教育の授業科目の構造化を図り、平成17年度から新たな教育課程を実施する。
 - ③ 地域の学校での教育実践（教育交流や実地教育等の臨床的体験）を通して学生の教職意識の高揚を図る。
 - ④ 自然体験、社会文化体験、合宿研修等を通して、教養教育や教科専門の基礎を体験的に身につけるとともに、社会性及び実践的能力やコミュニケーション能力を培う。
- 2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成するため、学士課程においては次の措置を講ずる。
 - ① 教育実践学を中核とする6年間を見通した教員養成カリキュラムを構築し、教員養成において育成すべき教師像を明確化する。
 - ② 現行の就職指導のためのガイダンス等の内容を見直し、キャリア教育の実施計画をとりまとめ、平成18年度までに、教員就職率が60%以上になるよう、全学体制で組織的・体系的に取り組む。
- 3) 大学院課程においては、次の措置を講ずる。
 - ① 修士課程における教育実践を教育研究の中核として教育実践研究の充実を図り、教育専門職としての高度な力量を養う。
 - ② 教育実践学の構築を目指し、授業科目の構造化と単位数や授業内容の適正化を図る。
 - ③ 教育関係就職率向上のための具体的方策をとりまとめ、全学体制で組織的・体系的に取り組む。
- 4) 教育の成果等を評価する体制を確立するため、自己点検・評価制度の見直しを行い、平成18年度までに教育活動の実施状況の評価をより充実させる体制及び教育支援体制を確立する。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし、教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員、留学生、社会人の受入を促進するため、学士課程においては、推薦入学、前期日程、後期日程試験における入学者の選抜方法及びアドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法の改善を図る。

大学院課程では、次の措置を講ずる。

- ① 都道府県の教育委員会，本学の学校教育学会や各専門分野の学会との協力のもと，本学の修士課程の目的や特色，研究成果を積極的にPRし，修士学生の定員充足を図る。
 - ② 都道府県からの派遣による現職教員，大学院修学休業制度による現職教員及び社会人，学部卒業後引き続き進学する者等，志願者に応じた入学試験の方法を検討し，実施する。
 - ③ 教育実践学を志向した修士学生の連合大学院博士課程への進学を積極的に推進する。
- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程，教育方法，成績評価等を再構築し，教育内容の充実を図るため，学士課程においては，次の措置を講ずる。
- ① 学校危機管理（学校における安全管理等）に係るカリキュラムを構築し，平成17年度から実施する。
 - ② 大学と附属間でTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修を推進する。
 - ③ 平成16年度以降，教育効果を高めるためのTTによる授業を推進する。
 - ④ 平成16年度以降，全教官によるオフィスアワーを設け，学生への相談体制の充実を図る。
 - ⑤ 平成16年度以降，入学時に購入させているパソコンの授業での活用率を増加させる。
 - ⑥ 実地教育カリキュラムの改善を図るとともに「実地教育の手引き」を作成する。
大学院課程においては，学校危機管理（学校における安全管理等）に係るカリキュラムを構築し，平成17年度から実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに授業内容の特性に応じた教育環境を整備するため，次の措置を講ずる。
 - ① 学生のニーズに柔軟に対応し，かつ学部教育と大学院教育の一体性を確立するため，教育研究組織を再編し，教員定員の適正化を図る。
 - ② 新たに学校危機管理（学校における安全管理等）に係る分野の教育研究活動を行う体制を整備する。
 - ③ 附属学校園，教育委員会，公立学校の教職員を大学の教員として採用する制度を確立する。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し，教員の質の向上を図るため，教員の処遇全般及び教員選考を総括する委員会を設置する。
- 3) 教材開発，学習指導法の改善を通して，教育内容の質の向上を図るため，FD研修会を計画的に実施する。
- 4) 附属図書館の教育支援体制を充実するため，学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスの充実を図るとともに，教育研究に係る学年進行に応じた新規ガイダンスを企画・実施する。さらにガイダンス一覧を作成し，授業

科目への取り入れ拡大を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① クラス担当教員による履修指導や生活指導等を充実するため、具体的な指導内容をまとめたガイドブックを作成する。
 - ② 事務部門に学生生活支援相談のための窓口を設け、経済支援、健康管理等に関する学生相談体制の充実を図る。
 - ③ 留学生担当窓口の事務体制を整備し、留学生の相談体制を充実させる。
 - ④ 保健管理センター及び学生総合相談室の連携を密にして、学生のメンタルヘルス及びハラスメントへの相談体制を充実させる。
- 2) 学生に対するキャリア形成の支援の充実を図り、就職指導體制を強化する方策として、事務部門の進路指導スタッフを充実する。
- 3) 学生の大学における生活環境の整備策として、次の措置を講ずる。
 - ① 安全で快適な生活環境となるように、学生宿舎、大学会館及び課外活動施設を整備する。
 - ② 学生宿舎及び非常勤講師宿泊施設の入居・利用基準を見直し、研究生、国内外研究員等の利用に供する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育、教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学校教育を重視した教育実践学の構築に向けて、授業科目・内容・指導方法等を含むプロジェクトを立ち上げる。
 - ② 平成17年度までに、「小学校英語教育センター」を設置する。
 - ③ 連合大学院に寄与するために、学校教育実践学に関する研究を推進するとともに、研究者としての資質能力の向上を図る。
- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し、学校教育の改善・充実に寄与するため、卒業生・修了生・現職派遣大学院生・徳島県教育委員会・徳島県教育研修センター・大学教員等が連携した研究発表会を開催する。
- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立するための措置として、評価制度を見直し、平成18年度までに研究活動の実施状況の評価をより充実させる体制及び研究支援体制を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した研究者組織を再編するとともに、研究環境の整備策として、次の措置を講ずる。
 - ① 教員の研究組織を見直し、研究活動を推進するための体制を確立する。
 - ② 外部研究資金を獲得するための組織及び活用方針を確立する。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図るため、教育研究等の業績評価を反映した研究費の傾斜配分を見直し、改善・実施する。

- 3) 附属図書館の研究支援体制の充実を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物を完全収集し、利用に供するとともに、保存を行うため、現状調査及び周知を行い、平成17年度より収集及びデータベース化を行う。
 - ② 国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究の中心的役割を果たすものとして位置付け、これらを核として幅広く教育実践資料を収集し活用する。
 - ③ 附属学校教職員及び本学卒業・修了生に対し、利用促進を図るとともに、非来館型サービスを行うため、提供可能なサービスについて検討し、実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育委員会や学校等との連携・協力を推進するための基本方針及び教育面における社会サービスを推進するための基本方針を策定し、一層充実・発展させる。
 - ② 教育研究資源の社会への還元をねらいとして公開講座を積極的に開講することとし、20テーマ以上を開講する。
- 2) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 徳島県教育委員会と教育研究に関する連携協定を結び、そのもとに徳島県教育委員会、徳島県教育研修センター、附属学校園、公立学校等と連携し、学校園が抱えている現代の教育諸課題についての教育実践研究を支援する体制を確立する。重点研究期間は平成16～20年度の5か年とする。
 - ② 学校現場の臨床心理的な問題解決へ対応するため、心理・教育相談室における相談活動の一層の質的向上を図る。
- 3) 国際的な学術交流及び学生交流を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16～20年度を重点推進期間とし、国内外を問わず学術雑誌への積極的な発表及びITによる研究成果・業績・活動の公開を推進することで、研究成果の発表、整理・公開の充実を図る。
 - ② インターネットを通して、問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上に役立つ情報の発信を行う。
 - ③ 国際学術交流協定校との学術交流事業の一環として、セミナー又はシンポジウム等の相互開催について諸準備（照会、企画・立案）を行い、平成21年度までに、1～2校との間において実施する。
 - ④ 平成17年度までに、「高度科学教育国際協力研究センター」を設置する。
 - ⑤ JICA留学生を中心とした理数科専攻の留学生への英語を利用した授業による修士課程の短期修了制度（学位取得）について検討し、平成18年度秋期からの受入れを目指す。
 - ⑥ 学内の「国際交流事業を援助する会」の充実や学外募金活動を実施し、平成20年

度に、募金活動結果を踏まえた奨学金支給規程の整備を行う。

- 4) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 地域住民に対する閲覧・複写・貸出・参考調査等のサービスをより一層拡充し、図書館が行う各種ガイダンスへの積極的な受入を図る。
 - ② 徳島県内公私立学校園の学校図書館に対し、連携・協力を図る。また、徳島県内現職教員の要望を調査・把握し、来館利用の促進を図るとともに非来館型サービスを行うため、提供可能なサービスを検討し、実施する。
 - ③ 児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

幼稚園では、幼児の遊びを中心とした生活を総合的に組織し、一人一人の発達に合わせた教育課程を編成し、人の生涯の基盤となりうる豊かな人間性と独創性を育む教育を行う。

小学校では、基礎・基本の確実な定着を図り、未来を拓く児童の育成にふさわしい教育課程を編成して一人一人の個性・能力を最大限に伸ばす特色ある教育活動を展開する。人権を尊重し自主性・社会性・創造性に富み、実践力豊かで心身ともに健全な児童の育成をめざす。

中学校では、基礎・基本となる学力と学ぶ意欲を身につけ、一人一人の個性・能力を最大限に伸ばす特色ある教育活動を展開する。知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主・自立の精神、創造的能力、豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与することのできる心身ともに健全な中学生の育成を目指す。

養護学校では、知的障害のある児童生徒一人一人の個性や能力・特性に応じて、その可能性を最大限にのばし、自立と社会参加をめざし、その基礎・基本の習得をすることを目的とした教育を行う。

以上の4附属校園の目的を達成するための具体の措置内容は次のとおり。

- 1) 大学と連携しながら実地教育カリキュラムを改善し、時代の要請に応える優れた教員の養成を図るため、大学と附属学校が連携し、教員養成カリキュラム研究や実習内容の充実を図るとともに成績評価基準を明確にする。
- 2) 附属学校間並びに大学との間で、教育研究のための共同及び相互支援体制を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 幼稚園・小学校の教員の交流を積極的に行い、相互協力体制を確立する。
 - ② 幼稚園では、大学教員等とプロジェクトを組み、幼保一元化も視野に入れた、複合的な幼児教育施設の在り方や保育者養成に関わる研究を推進し、保育所機能も併有した幼児教育施設について検討するための委員会を設置する。
 - ③ 小学校・中学校では、学部・大学院と一体化した教育研究を推進するための校内組織を整備する。
 - ④ 少人数指導や習熟度別学習指導に係る大学教員と附属学校教員による共同指導体制を確立し、平成17年度から実施する。

幼稚園では、少人数学級の教育効果の検討に入り、平成17年度からの積極的な導入を目指す。

養護学校では、障害特性に応じた、よりきめの細かい指導の充実を図る。

- ⑤ 大学教員の附属学校での年間を通した授業支援制度を確立し、平成17年度から実施する。
- 小学校では、特色ある授業として、大学教員の専門性を生かした授業を実施する。
- 中学校では、平成16年度より選択教科で、平成17年度より必修教科・選択教科で大学教員が専門性を生かした授業を実施する。
- ⑥ 附属学校教員による学部の授業担当制度を確立し、平成17年度から実施する。
- 3) 管理運営・教育制度を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 附属学校運営協議会の審議内容を見直し、管理運営体制の充実を図る。
- ② 現行の学校評議員制度を充実させ、自己点検・評価を積極的に行い、公表し、説明責任を果たす。
- ③ 附属学校のめざす幼児・児童・生徒像を明確にする。
- ④ 入学者選抜方法等を検討するための委員会を設置し、選抜方法等の改善を図る。
- ⑤ 教員増を可能にする方策を検討する。
- ⑥ 附属学校園の情報環境の管理保全にあたる情報環境管理者を新たに配置する。
- ⑦ 附属学校園専属のスクールカウンセラー若しくは臨床心理士を2名配置する。
- ⑧ 小学校・中学校のALT(英語指導教員(助手))の指導時間増のための方策を講じる。
- ⑨ 幼稚園では、学級編成・保育料・外部研究資金・第三者評価・情報公開等についての適正化や充実についての検討をする。
- 4) 教育機関と積極的に連携し、教員の資質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 徳島県及び関係市町村教育委員会と人事交流制度並びに教員研修制度及び共同研究体制について協議するための体制を整備し、円滑な交流人事を図るとともに徳島県内の教員の資質の向上に寄与する。
- ② 教育の今日的な重要課題について、公立学校園の教員と連携を図りながら、実践研究を積極的に行う。
- 幼稚園では、現職教員や保育士・地域の保護者を対象にした公開講座や子育て相談事業等を実施する。
- 小学校では、テレビ会議システムや各種メディアを積極的に活用し、公立学校の教員と連携して実践研究を行う。また、小学校の研究内容を定期的に広報紙・ホームページ等で積極的に発信する。
- 中学校では、徳島県中学校教育会と連携し、実践研究を行うとともに、その内容を積極的にホームページで公開する。
- 養護学校では、個別の指導計画の作成とその実践を集積する。また、自閉症の児童生徒指導の研究を深め、ADHD(注意欠陥多動性障害)・高機能自閉症等についての研修や相談を積極的に実施する。
- ③ 附属学校教員に対し、10年経験者研修、初任者研修、英語担当教員国内研修などの各種研修を積極的に実施(派遣)し、資質の向上を図る。
- ④ 附属学校教員の資質向上を図るために、本学大学院修士課程で専修免許状を取得させるための方策を検討する。

- 5) 安全管理体制を整備し、幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、学校安全指導に関する要領を策定し、幼児・児童・生徒への安全指導教育を計画的に実施するとともに、施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 理事は3名体制とし、うち1名は学外から登用する。当初は常勤2名（学内）、非常勤1名（学外）とする。
 - ② 教授会の審議事項は、真に必要な事項に精選する。
 - ③ 監事は2名とも非常勤とするが、監事監査規程に基づき厳格な監査実施体制を確立する。
- 2) 役員及び経営協議会の構成員に学外者を積極的に登用し、社会に開かれた運営システムを確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 経営協議会の構成員の半数以上は学外者とするほか、積極的に社会の意見や知恵を大学運営（経営面）に反映させる。
 - ② 学長選考会議は、12名体制（学外者5名）とし、学長及び理事を構成員とする。選考過程における職員の意向聴取のための投票は行わず、学長選考会議の権限を重視した選考制度を確立する。
- 3) 教員、事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 法人化により必要となる新たな業務については、早期に体制を整備する。
 - ② 教員と事務職員の連携体制を検討する組織を設置し、平成17年度以降、業務体制を確立する。
- 4) 運営体制の効率化を図るため、附属学校の管理運営体制を確立し、大学組織との効率的な連携を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究の進展や社会的要請に応じて、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 講座編成、教員配置等について見直し、平成17年度から新たな教育研究体制を確立する。
 - ② 学校教育実践センター、附属実技教育研究指導センター、保健管理センター及び情報処理センターの組織及び業務を見直す。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進するため、教員選考基準及び選考方法を見直す。

- 2) 教育研究の活性化を図るため、業績評価の評価基準や方法及びこれを反映するための給与システムを確立するため、業績評価及びこれを反映する給与システムについて検討するための委員会を設置し検討する。
- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 中期目標期間中の教職員の定数管理計画を策定し、計画的に定数管理を行う。
 - ② 事務系職員の採用、養成及び人事交流に係る指針及び具体的方策を策定し、平成17年度から実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 事務組織・職員配置を再編し、業務の効率化、合理化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 法人化移行時は事務局組織は継承することとするが、中期目標期間中に事務局制度を廃止し、事務部門を各理事のスタッフとするよう段階的に再編する。
 - ② 勤務時間管理業務、契約業務（物件費）、電算機システムの管理・運営業務等の一元化を図るとともに業務処理方法の簡素化（決裁システム等）を一層推進する。
- 2) 事務処理の簡素化・迅速化を図るため、諸証明書の電子化、自動発行化を一層促進する。
- 3) 外部委託等を積極的に活用するため、業務外部委託計画を策定し、平成17年度から年次計画に基づき外部委託を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 外部研究資金獲得を図るため事務部門を整備し、事務スタッフを充実する。
 - ② 科学研究費補助金の採択件数を全学的プロジェクトを含め、平成21年度までに約40件に増加させる。
 - ③ 講師派遣事業収入等の研究費組み入れを検討するための委員会を設置し、平成18年度からこれを実施する。
- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、本学ホームページに各種の研究に関する事項を新規掲載するほか、国立情報学研究所の電子図書館サービスを利用した研究紀要の公開などデータベースを活用した積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

事務の合理化・電子化等により、管理経費を対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

施設設備の効果的・効率的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 固定資産の取得・検収及び処分等に係る制度を確立する。
- ② 職員宿舎及び学生宿舎の入居率の向上を図るため、必要な措置を計画的に実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価体制等の充実を図るとともに、教員に対する多様な評価システムを導入し、その評価結果を大学運営の改善・充実に十分に反映させるため、点検・評価及びそのための情報分析を担当する評価室（仮称）を設置するとともに、平成17年度までに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

効果的・効率的な広報活動を推進するため、広報誌（電子媒体を含む。）の点検・見直しを行い、「広報プラン（仮称）」を策定する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

活発な教育研究活動を展開し、優れた指導能力を備えた教員を養成し、また、現職教員に高度な研究、研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するため、次の措置を講ずる。

- ① 既存施設の点検・評価に基づく施設設備・利用状況を再度点検し、全学的かつ計画的で効率的なスペースを確保する。
- ② 老朽化する附属学校園の教育施設の老朽改善，教育環境改善，耐震性の強化，教育研究の活性化及び有効活用を図り，経済・社会構造の変革に備えたセーフティネットを構築し，安全な教育環境の整備を図る。
- ③ 長期にわたって施設設備を良好な状態に保ち，大学の教育研究活動を保証するような施設水準を保つ。
- ④ 開かれたキャンパス環境の改善等の措置を図り，施設整備・管理に当たってはバリアフリー，環境保全など社会的要請への対応を行う。
- ⑤ 施設マネジメントの観点から，過去の改修歴等の維持管理の状況の検証及び，経営的視点に基づく計画的維持管理実施のための計画の策定を行う。
- ⑥ 新たな整備手法の導入の推進，土地・建物・設備等資産の有効活用を行う。
- ⑦ 本年度中に整備する施設・設備はX1のとおり。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

教職員並びに学生の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 安全衛生管理体制を整備し，計画的に安全対策を講じる。
- ② 防災マニュアルを整備し，計画的に防災訓練を行う。
- ③ 安全衛生への意識の高揚を図るため，教育広報活動を計画的に実施する。
- ④ 教職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を反映させるシステムを整備し，計画的に施設・設備を整備する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事 ・防災対策工事	総額 73	施設整備費補助金 (73)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置，養成，評価並びに計画的な人事交流の実施

- ① 学生のニーズに対応し，学部教育と大学院教育の一体性を確立するため，教育研究組織を再編し，教員定員の適正化を図る。
- ② 教員の流動性・多様性を高めるため，教員選考基準及び選考方法を見直す。
- ③ 教育研究の活性化を図るため，業績評価及びこれを反映する給与システムについて検討する委員会を設置する。
- ④ 中期目標期間中の教職員定数管理計画を策定し，計画的な定数管理を行う。
- ⑤ 徳島県及び関係市町村教育委員会と人事交流制度並びに教員研修制度及び共同研究体制について協議するための体制を整備し，円滑な交流人事を図るとともに徳島県内の教員の資質の向上に寄与する。
- ⑥ 事務系職員の採用，養成，人事交流に係る指針及び具体的方策を策定する。

16年度の常勤職員数 367人

16年度の人件費総額見込み 3,339百万円

3 災害復旧に関する計画

平成16年6月に発生した台風6号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	600人（修士課程） 学校教育専攻 280人 障害児教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属養護学校	60人 学級数9
附属幼稚園	160人 学級数5

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 945
施設整備費補助金	73
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	1
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	
授業料及入学金検定料収入	606
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	56
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	25
長期借入金収入	0
計	4, 706
支出	
業務費	
教育研究経費	3, 348
診療経費	0
一般管理費	1, 259
施設整備費	73
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	25
長期借入金償還金	1
計	4, 706

[人件費の見積り]

期間中総額3, 339百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 6 2 0
経常費用	4, 6 2 0
業務費	4, 3 2 1
教育研究経費	6 3 4
診療経費	0
受託研究費等	1 0
役員人件費	5 2
教員人件費	2, 6 4 1
職員人件費	9 8 4
一般管理費	2 1 4
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	8 5
臨時損失	0
収入の部	4, 6 2 0
経常収益	4, 6 1 1
運営費交付金	3, 8 3 8
授業料収益	4 7 8
入学金収益	1 0 2
検定料収益	2 7
附属病院収益	0
受託研究等収益	1 0
寄附金収益	1 5
財務収益	0
雑益	5 6
資産見返運営費交付金等戻入	2 1
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	6 4
臨時利益	9
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	4, 7 3 9
業務活動による支出	4, 5 2 6
投資活動による支出	1 7 9
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	3 3
資金収入	4, 7 3 9
業務活動による収入	4, 6 3 2
運営費交付金による収入	3, 9 4 5
授業料及入学金検定料による収入	6 0 6
附属病院収入	0
受託研究等収入	1 0
寄付金収入	1 5
その他の収入	5 6
投資活動による収入	7 4
施設費による収入	7 4
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3 3